主 文

本件上告を棄却する。

理 由

検察官の上告趣意は、判例違反をいうが、所論引用の判例は事案を異にして本件に適切ではなく、その余は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、いまだ同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年七月一二日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	岡	裁判長裁判官
雄		信	Ш	/]\	裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
豊			田	吉	裁判官